

# 第3章 緑のまちづくりに関する施策

- 1. 施策と体系
- 2. 施策の展開

## 推奨草花



コスモス



チューリップ



パンジー



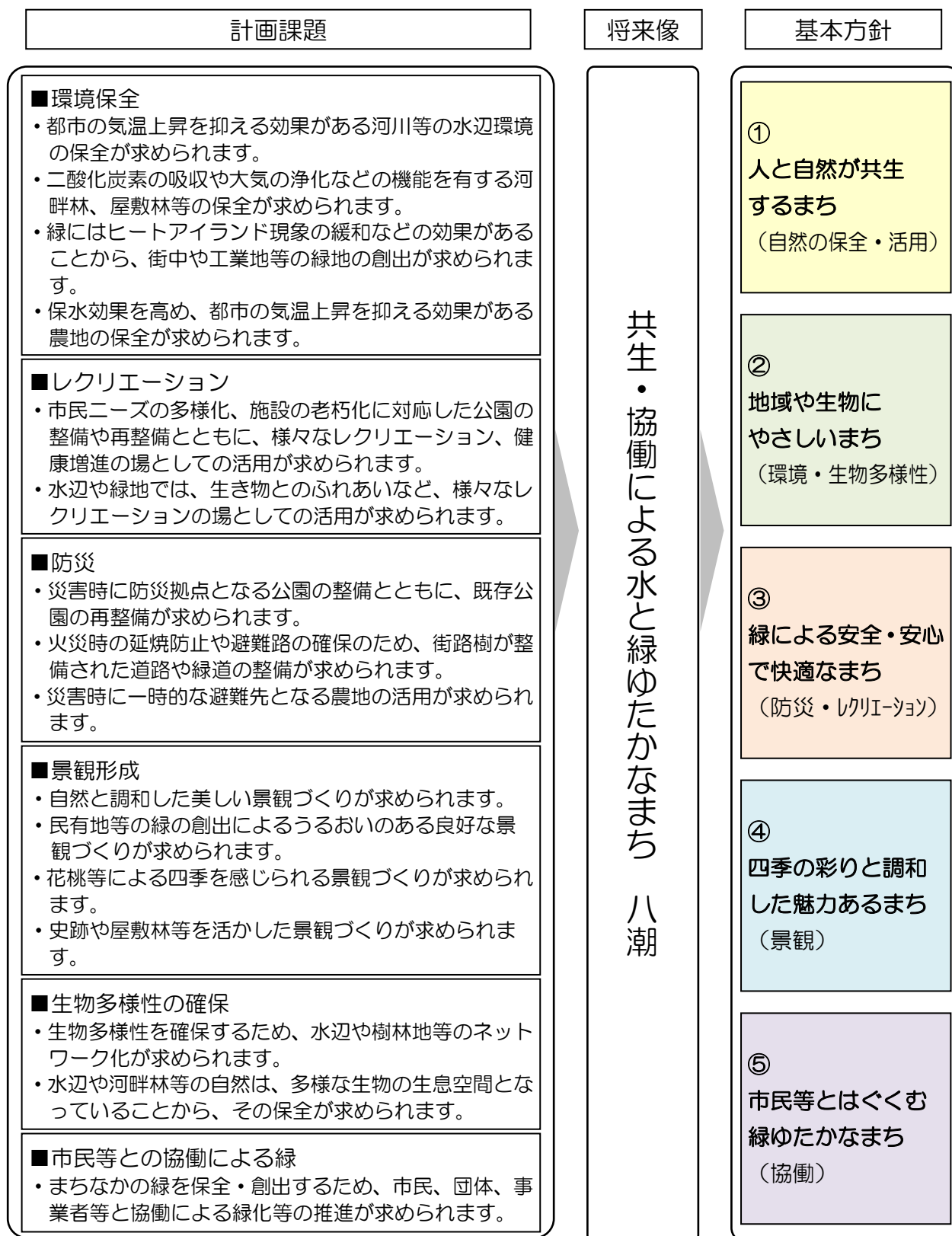
マリーゴールド



マーガレット

# 1. 施策と体系

緑の将来像、緑の基本方針に基づき、具体的に推進する施策を位置づけます。



基本方針	基本施策	施策
① 人と自然が共生するまち	水辺・緑地の保全・活用	1-1 中川・綾瀬川等の水辺の保全 1-2 「ふるさとの森」の保全・活用 1-3 保存樹木等奨励金制度の普及・啓発 1-4 緑地協定締結の促進 1-5 緑のウォーキングコースの普及 1-6 水辺や緑地を知るための市民参加による環境調査の実施 1-7 水辺環境保全のための野外活動の開催
	農地の保全・活用	1-8 中川周辺地区の農地保全・活用 1-9 生産緑地地区の保全・活用 1-10 みどりの学校ファームの推進
② 地域や生物にやさしいまち	緑化（温暖化防止）	2-1 屋上緑化・壁面緑化等の推進 2-2 公共施設の緑化 2-3 民間施設の緑化 2-4 苗木の配布 2-5 みどりのカーテンの普及 2-6 市民主体による緑化活動の推進
	生態系への配慮	2-7 水辺等のピオトープの保全・活用 2-8 中川・綾瀬川等の水辺における生態系の保全・回復
	水と緑のネットワーク化	2-9 水と緑のネットワーク化の推進
③ 緑による安全・安心で快適なまち	公園・緑地の整備・維持管理	3-1 水辺緑地・クリーン機能等を有する拠点等の整備 3-2 防災機能を有する公園等の整備 3-3 近隣公園、街区公園等の整備 3-4 公園の改修・再整備
	緑道・遊歩道の整備	3-5 緑道・遊歩道の整備
	用水路の親水化	3-6 用水路の親水化整備
	防災面における農地の活用	3-7 「防災協力農地」としての活用
④ 四季の彩りと調和した魅力あるまち	美しい水辺景観の保全・整備	4-1 中川の魅力を高める景観づくり 4-2 景観に配慮した街並みの創出
	民有地の緑化誘導	4-3 八潮駅周辺のうるおいのある景観づくり 4-4 開発事業等に伴う良好な緑地及び植栽の促進 4-5 花桃を活かしたまちづくりの推進 4-6 街路樹等による彩りある沿道の景観づくり 4-7 市役所通り周辺地区の景観整備 4-8 自然環境と調和する雨水調整池の修景
⑤ 市民等とはぐくむ緑ゆたかなまち	協働による緑化と維持管理	5-1 市民等との協働による公園維持管理の推進 5-2 民間事業者等による公園の維持管理の検討 5-3 緑と花いっぱい運動の推進 5-4 地域緑化の推進 5-5 花づくり体験学習の推進
	体制・組織・制度づくり	5-6 緑に関する活動のネットワーク化等の支援 5-7 樹木の管理に関する専門家による助言・指導の実施 5-8 緑化リーダー等の育成 5-9 八潮市緑の基金の有効活用
	市民等との協働による事業実施	5-10 計画段階からの市民参加 5-11 北部拠点まちづくり推進地区の緑化誘導
	協働による農地の活用	5-12 ふれあい農園等の整備・活用 5-13 市民等との協働による農地の保全と活用
	緑の情報発信	5-14 緑に関する啓発、情報の提供・発信の充実

## 2. 施策の展開

緑の基本計画の取組として、5つの基本方針に沿った具体的な施策を展開します。

### 基本方針1 人と自然が共生するまち（自然の保全・活用）

中川や綾瀬川等の水辺空間をはじめ、市内に多く残る水路、中川周辺の農地、市内に点在する屋敷林など、本市には貴重な自然が残されています。

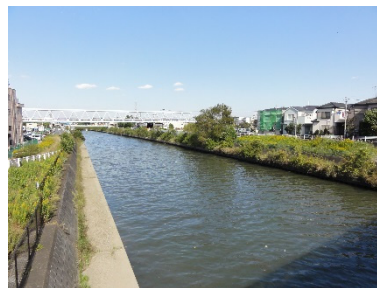
これらの自然を保全し、次世代へ継承していくため、自然の大切さの意識啓発を図り、本市の水辺や緑地、農地の保全・活用を推進し、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

基本施策	施策	担当課
水辺・緑地の保全・活用	1-1 中川・綾瀬川等の水辺の保全	公園みどり課・環境リサイクル課
	1-2 「ふるさとの森」の保全・活用	公園みどり課・文化財保護課
	1-3 保存樹木等奨励金制度の普及・啓発	公園みどり課
	1-4 緑地協定締結の促進	公園みどり課
	1-5 緑のウォーキングコースの普及	健康増進課
	1-6 水辺や緑地を知るための市民参加による環境調査の実施	環境リサイクル課
	1-7 水辺環境保全のための野外活動の開催	環境リサイクル課・社会教育課・商工観光課
農地の保全・活用	1-8 中川周辺地区の農地保全・活用	都市計画課・都市農業課
	1-9 生産緑地地区の保全・活用	公園みどり課・都市農業課
	1-10 みどりの学校ファームの推進	指導課・都市農業課

施策 1-1	中川・綾瀬川等の水辺の保全 (公園みどり課・環境リサイクル課)
内容	中川や綾瀬川等は、本市を代表する美しい水辺景観を有し、温暖化を抑制する効果やヨシ原にはヨシゴイやヒヌマイトトンボ等、貴重な生物も生息しています。このような貴重な水辺空間を保全するため、関係機関と連携を図り、新堤防の整備、エリアごとに定めた環境目標を踏まえ、水辺の保全と活用を図っていきます。



中川



綾瀬川

施策 1-2	「ふるさとの森」の保全・活用 (公園みどり課・文化財保護課)
内容	和井田家・恩田家の屋敷林等の「ふるさとの森」の歴史的価値や生物の生息空間としての役割等について、市民に普及していくとともに、その保全・活用を図っていきます。



恩田家屋敷林ふるさとの森

施策 1-3	保存樹木等奨励金制度の普及・啓発 (公園みどり課)
内容	緑の保全・創出を図るため、市のホームページや広報等を活用し、保存樹木等奨励金制度の周知を図っていきます。

保存樹木等奨励金制度の概要

(H27.4.1 現在)

種類	八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例	奨励金	指定状況
保存樹木	第61条 市長は、緑豊かなまちづくりを推進するため、保存樹木、樹林及び生垣を、当該保存樹木等の所有者と協議の上、指定することができる。	1本目 2,000円以内 2本目以後 1本につき 500円以内 限度額 10,000円	37本
保存樹林		1m <sup>2</sup> 当たり 30円	3箇所 6,433m <sup>2</sup>
保存生垣		1m当たり 200円 限度額 20,000円	14件 984m



保存樹木



保存樹林



保存生垣

施策 1-4	緑地協定締結の促進 (公園みどり課)
内容	市民による緑化への取組に加え、市民相互の合意のもとに、主として住宅敷地内の既存の樹木や生垣等の緑の保全を行うことができるよう、緑地協定の締結を促進します。

緑地協定の概要

(H27.4.1 現在)

都市緑地法	協定状況
第 45 条 都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者は、地域の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結することができる。	地区名：キッツアイランド緑地協定 (大瀬古新田地区内) 面積：14,753.46m <sup>2</sup> 協定日：平成 14 年 6 月 26 日 (継続中)

施策 1-5	緑のウォーキングコースの普及 (健康増進課)
内容	緑道や遊歩道、街路樹が整備された道路を自然とふれ親しむウォーキングコースとして活用し、普及を図ります。

八潮市健康づくりウォーキングマップ

**フラワーパーク・八潮駅周辺**

**八潮市健康づくりウォーキングマップ**

ウォーキングを始めるまえに!!

1. ウォーキングを始めるまえには、必ず肩甲骨周辺のストレッチ（肩こり、むねなどを入念に）を行いましょう。また、膝や股関節周辺、腰の体幹ストレッチも行ってください。
2. ウォーキングをする場合は、運動靴やウォーキングシューズを履いて下さい。履き慣れた、しっかりと履きこめましょう。
3. 水分補給ができるように、ペットボトルなどを持ちましょう。
4. 必ずウォーキングを行う場合は、必ず、一人で決まらずに、ライトを打ち、反射板等を身につけて歩きましょう。
5. 古い靴を、いきなり歩くのではなく、自分のレベルに合わせて歩数を減らしましょう。

**八条さくら堤・松之本公園周辺**

**八潮市健康づくりウォーキングマップ**

ウォーキングを始めるまえに!!

1. ウォーキングを始めるまえには、必ず肩甲骨周辺のストレッチ（肩こり、むねなどを入念に）を行いましょう。また、膝や股関節周辺、腰の体幹ストレッチも行ってください。
2. ウォーキングをする場合は、運動靴やウォーキングシューズを履いて下さい。履き慣れた、しっかりと履きこめましょう。
3. 水の補給ができるように、ペットボトルなどを持ちましょう。
4. 必ずウォーキングを行う場合は、必ず、一人で決まらずに、ライトを打ち、反射板等を身につけて歩きましょう。
5. 古い靴を、いきなり歩くのではなく、自分のレベルに合わせて歩数を減らしましょう。

**保健センター、文化スポーツセンター周辺**

**八潮市健康づくりウォーキングマップ**

ウォーキングを始めるまえに!!

1. ウォーキングを始めるまえには、必ず肩甲骨周辺のストレッチ（肩こり、むねなどを入念に）を行いましょう。また、膝や股関節周辺、腰の体幹ストレッチも行ってください。
2. ウォーキングをする場合は、運動靴やウォーキングシューズを履いて下さい。履き慣れた、しっかりと履きこめましょう。
3. 水分補給ができるように、ペットボトルなどを持ちましょう。
4. 必ずウォーキングを行う場合は、必ず、一人で決まらずに、ライトを打ち、反射板等を身につけて歩きましょう。
5. 古い靴を、いきなり歩くのではなく、自分のレベルに合わせて歩数を減らしましょう。

**八潮駅から北へ南へ 健脚自慢ロングコース**

**八潮市健康づくりウォーキングマップ**

ウォーキングの注意ポイント

- ① はじめる前、終わった後はストレッチ  
膝や股関節の周り、腰のあたりをしっかりと、膝や股関節ストレッチ（股間、股筋とを入念に）をしましょう。
- ② 水分補給は早めに  
水分補給を忘れずに行いましょう。のどが乾いたと感じる時は必ず水分補給をしましょう。
- ③ 交通安全に心掛けて  
交差点や横断歩道、信号のない歩道は注意しましょう。また、歩行者専用道や歩道がない場合は、歩道に歩きましょう。歩道は、反射板やLEDの照明が必ず設置されています。

施策 1-6	水辺や緑地を知るための市民参加による環境調査の実施 (環境リサイクル課)
内容	身近な環境を知ること、市民の自然環境を保全する意識の醸成につながるために、水辺や緑地などに生息・生育する動植物の調査を市民参加で実施します。

施策 1-7	水辺環境保全のための野外活動の開催 (環境リサイクル課・ 社会教育課・商工観光課)
内容	水辺環境の大切さを学ぶことを目的とし、中川やしおフラワーパークや中川やしお水辺の楽校、大曽根ビオトープなど、自然とふれあえる場で野外活動やイベント、自然観察会等を開催します。



大曽根ビオトープ



中川やしお水辺の楽校

施策 1-8	中川周辺地区の農地保全・活用 (都市計画課・都市農業課)
内容	中川周辺地区に広がる良好な農地を保全し、継承していくため、農づくりマナーブックの普及や景観計画等の活用による誘導方針等の検討を進めるとともに、自主的な保全・活用に向けた取組の支援に努めます。

「農づくりマナーブック」一部抜粋

農づくりマナーブック：中川周辺地の農地の保全に向けて、地権者、農家、家庭菜園利用者、市民のそれぞれが守るべきマナーをまとめた冊子です。その他、地域の魅力紹介や農づくりアイデアの提案、市の制度やイベント等の情報を掲載しています。

施策 1-9	生産緑地地区の保全・活用	(公園みどり課・都市農業課)
内容	都市化につれて減少する都市農地の保全を図るため、生産緑地地区の追加指定を継続するとともに、市民農園・ふれあい農園等による活用を図り、市民に「農」についての啓発に努めます。	



市民農園



ふれあい農園



ガーデンコミュニティ制度実施農地

施策 1-10	みどりの学校ファームの推進	(指導課・都市農業課)
内容	児童・生徒が農業体験を通じて自然とふれあい、農業の素晴らしさや環境の大切さを知り、理解を深めることを目的として、市内の小・中学校単位で実施している学校ファームの取組を、今後も推進することにより、農地の保全を図ります。	

みどりの学校ファームの「体験活動報告」

埼玉の子ども 70 万人体験活動

**八潮市立八幡小学校**

農業体験活動

第2学年

**特色**

- 2年生では生活科の学習の中で、野菜の栽培活動を行っている。畑では、サツマイモの苗の植え付けから収穫までの生産活動を行い、収穫後は調理をし、食べ物を大切にすることを育てます。
- また自分で決めた野菜を一人一鉢用意し、栽培活動の大変さと、収穫する喜びを体験しています。

**成果**

- 農作物の育て方を調べたり、自分たちで栽培計画を立てたりする農業体験にとどまらず、命の大切さや、それを守り抜こうとする気持ちが高まっています。
- サツマイモの調理後は1年生にもプレゼントをし、異学年間の豊かな交流も図っています。

埼玉の子ども 70 万人体験活動

**八潮市立八条小学校**

野菜の栽培体験

第2学年

**特色**

- 学校の畑を使用し、種まきや苗の植え付け・草むしり・水やり・収穫等の生産体験を毎年2年生が行っている。この活動は、主に地域のボランティアの方が準備をしてくださっており、地域の方々との共同作業による野菜作りである。
- 収穫した野菜は、調理してみんなで食べたり、家庭へ持ち帰ってお家の方とお話し食べたりする。

**成果**

- 地域のボランティアの方に指導していただきながらの野菜作りを通して、地域の方々子どもたちとのつながりを持つことができた。種物を大切に育てる豊かな心が育った。
- 種まきや苗の植え付け・草むしり・水やり・収穫等の過程を通して、生き物を育てる楽しさや、大切に育て収穫した後の達成感を味わうことができた。

埼玉県 HP より

みどりの学校ファーム：学校単位に農園を設置し、心身共に発達段階にある児童・生徒が農作業を通じて、生命（埼玉県事業）や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした仕組み。



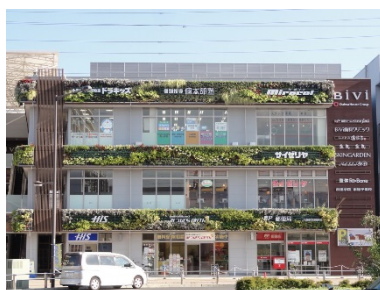
## 基本方針2 地域や生物にやさしいまち（環境・生物多様性）

中川・綾瀬川のヨシ原や河畔林をはじめ、大曽根ビオトープ、用水路、屋敷林などは、生物にとって貴重な生息空間となっています。また、このような水辺や緑地は都市のヒートアイランド現象を緩和するとともに、二酸化炭素の吸収など、地球温暖化防止にも寄与します。

そのため、これらの生息空間を保全しながら生物の移動空間となる河川や水路、公園、街路樹などによる水と緑のネットワークの形成を図るとともに、民間施設における緑化を促進し、地域住民や生物にやさしいまちづくりを進めます。

基本施策	施策	担当課
緑化 (温暖化防止)	2-1 屋上緑化・壁面緑化等の推進	環境リサイクル課・公園みどり課
	2-2 公共施設の緑化	公共施設管理者
	2-3 民間施設の緑化	公園みどり課
	2-4 苗木の配布	公園みどり課
	2-5 みどりのカーテンの普及	環境リサイクル課・公園みどり課
	2-6 市民主体による緑化活動の推進	公園みどり課・市民協働推進課
生態系への配慮	2-7 水辺等のビオトープの保全・活用	環境リサイクル課・公園みどり課
	2-8 中川・綾瀬川等の水辺における生態系の保全・回復	公園みどり課・下水道課
水と緑のネットワーク化	2-9 水と緑のネットワーク化の推進	道路治水課・公園みどり課

施策 2-1	屋上緑化・壁面緑化等の推進 (環境リサイクル課・公園みどり課)
内容	二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の軽減につなげるには、都市部における緑化が有効です。そのため、公共施設の屋上緑化や壁面緑化等を推進するほか、駅周辺部の商業施設や高層の集合住宅、工場密集地などの地上部緑化が難しい場所など、民間施設の屋上緑化や壁面緑化等の普及・啓発を図ります。



八潮駅前の商業施設

施策 2-2	公共施設の緑化 <span style="float: right;">(公共施設管理者)</span>
内容	公共施設は、まちの景観や市民活動・交流の場の拠点として、重要な役割を果たしていることから、民間施設の緑化推進の先導役として、質の高い良好な緑化を推進します。



八潮市役所



学校の緑化

施策 2-3	民間施設の緑化 <span style="float: right;">(公園みどり課)</span>
内容	民間施設の緑地空間を増やすためには、建築時に緑化することが効果的です。そのため、緑に関する情報を提供するなど、民間施設の緑化に対する支援を推進します。



民間施設の緑化

施策 2-4	苗木の配布 <span style="float: right;">(公園みどり課)</span>
内容	市民の私有地における緑化を推進するため、各種イベント等において、苗木の配布を実施します。

施策 2-5	みどりのカーテンの普及	(環境リサイクル課・公園みどり課)
内容	温暖化防止やうるおいのある空間の創出などの効果を期待し、プランターなどでも市民が気軽に取り組むことができる「みどりのカーテン」の普及を図ります。	



みどりのカーテン（水道部）

施策 2-6	市民主体による緑化活動の推進	(公園みどり課・市民協働推進課)
内容	市民による緑化活動を推進することを目的とし、町会・自治会をはじめ、市内の活動団体や事業者等と連携し、地域住民が参加できるイベントを開催します。	



市民による緑化活動

施策 2-7	水辺等のビオトープの保全・活用	(環境リサイクル課・公園みどり課)
内容	生物の生息空間を確保するとともに、人と生物とのふれあいの機会の創出や、環境学習の場として、水辺等のビオトープの保全や活用に努めます。	



大曽根ビオトープ



中川やしお水辺の楽校

施策 2-8	中川・綾瀬川等の水辺における生態系の 保全・回復 (公園みどり課・下水道課)
内容	<p>水質保全のために下水道整備を推進するとともに、できる限り生態系に配慮し、魚や野鳥をはじめとする野生生物の生息空間の形成を図り、自然豊かな河川環境を創出します。</p> <p>また、用水路は貴重な水辺の自然を提供してくれることから、市民ボランティア等と連携し保全を図ります。</p>

施策 2-9	水と緑のネットワーク化の推進 (道路治水課・公園みどり課)
内容	<p>自然環境にやさしく、うるおいのある空間を創出するため、河川や水路の水辺を整備するとともに、緑地や遊歩道、街路樹等とのつながりを持たせることにより、「水」と「緑」のネットワークの形成を図ります。</p>

### 基本方針 3 緑による安全・安心で快適なまち（防災・レクリエーション）

市内には、中川の河川敷や葛西用水の親水化された遊歩道、その他多くの公園が配置され、市民の憩いの場など多様なレクリエーションの場が整備されています。

近年、大地震や異常気象に伴う集中豪雨等の自然災害が頻発しているため、これらの自然災害に対応できる公園整備とともに、既存公園の老朽化に伴う公園施設の計画的な改修、再整備が必要となっています。

そのため、防災機能を有する公園の整備や市民が安全に安心して利用できる公園などのレクリエーションの場を創出するなど、緑による安全・安心で快適なまちづくりを進めます。

基本施策	施策	担当課
公園・緑地の整備・維持管理	3-1 水辺スポーツ・レクリエーション機能を有する拠点等の整備	スポーツ振興課・商工観光課・公園みどり課
	3-2 防災機能を有する公園等の整備	危機管理防災課・スポーツ振興課・公園みどり課
	3-3 近隣公園、街区公園等の整備	公園みどり課、区画整理課
	3-4 公園の改修・再整備	公園みどり課
緑道・遊歩道の整備	3-5 緑道・遊歩道の整備	公園みどり課
用水路の親水化	3-6 用水路の親水化整備	公園みどり課・都市農業課・環境リサイクル課
防災面における農地の活用	3-7 「防災協力農地」としての活用	都市農業課・危機管理防災課

施策 3-1	水辺スポーツ・レクリエーション機能を有する拠点等の整備	（スポーツ振興課・商工観光課・公園みどり課）
内容	中川河畔地域に市民が中川の水辺に親しめ、自然にふれあいながら休息や散歩などができ、レクリエーションやスポーツを楽しめるスポーツ・レクリエーション機能を有する拠点等の整備を推進します。	

施策 3-2	防災機能を有する公園等の整備	（危機管理防災課・スポーツ振興課・公園みどり課）
内容	大地震や大雨等による自然災害の発生などを踏まえ、八潮高校西側周辺に平常時にはスポーツやレクリエーションなど多目的な利用ができ、災害発生時等には防災拠点となる公園の整備を進めるとともに、防災機能を有する公園等の整備を推進します。	

施策 3-3	近隣公園、街区公園等の整備	（公園みどり課、区画整理課）
内容	土地区画整理事業区域内で計画される公園については、地元住民に親しまれ、愛される公園を目指していくため、地域住民の意見等を反映した公園の整備を推進します。また土地区画整理事業区域外では、公園配置の偏りがあることから、土地所有者の協力による借地公園等の整備に努めます。	

施策 3-4	公園の改修・再整備	(公園みどり課)
内容	<p>既存公園の施設については老朽化が進んでいることから、公園利用者が安全に安心して利用できるよう、長寿命化計画を策定し、計画的、効率的な改修や再整備を進めます。また、公園内のバリアフリー化や高齢者等の健康増進を図る健康遊具の設置など、市民ニーズを踏まえた施設の充実を図ります。</p>	



公園のスロープ（バリアフリー機能）ストレッチ用ベンチ（健康増進器具）

施策 3-5	緑道・遊歩道の整備	(公園みどり課)
内容	<p>河川や用水路等の資源を活用し、景観に配慮しながら、緑道や遊歩道の整備を推進し、水と緑のネットワークの形成を進めます。</p>	

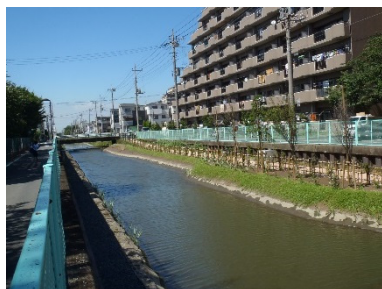


大原緑道



中川遊歩道

施策 3-6	用水路の親水化整備	(公園みどり課・都市農業課・環境リサイクル課)
内容	<p>市民が身近に自然に親しめる水辺空間の創出や水環境の改善を図るため、葛西用水路等の親水化整備を推進します。</p>	



葛西用水親水化区間

施策 3-7	「防災協力農地」としての活用	(都市農業課・危機管理防災課)
内容	生産緑地地区や農地について、災害発生時に市民の一時的な避難場所等として活用する「防災協力農地」の普及を図るため、所有者への啓発に努めます。	



防災協力農地

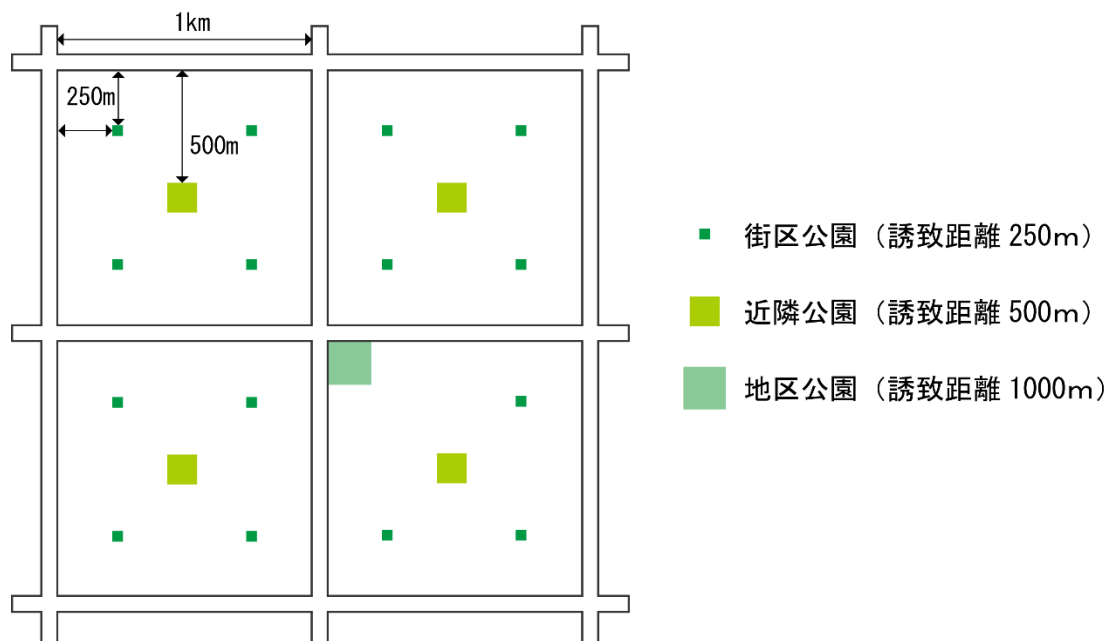
《 参考 》

■住区基幹公園の標準的な配置基準

○街区公園、近隣公園等の都市公園については、地区により偏りがないよう公園種別ごとの誘致距離に応じ、適正な配置及び整備を進めます。

- 街区公園：誘致距離 250m
- 近隣公園：誘致距離 500m
- 地区公園：誘致距離 1,000m

○地域的なバランスのとれた都市公園の配置とするため、民有地の借地や生産緑地地区等を活用した整備を進めます。







## 基本方針 4 四季の彩りと調和した魅力あるまち（景観）

本市は、平成 17 年 8 月につくばエクスプレスが開通し、八潮駅周辺は都市化が急激に進行しています。駅南口には、やしお駅前公園が平成 27 年度に開園し、また市街化区域内では現在 6 地区の土地区画整理事業が施行中であり、本市の都市景観は大きく変化してきています。

そのため、本市の特徴的な中川等の美しい水辺景観の保全とともに、四季の変化が感じられる景観に配慮したうるおいと魅力あるまちづくりを進めます。

基本施策	施策	担当課
美しい水辺景観の保全・整備	4-1 中川の魅力を高める景観づくり	公園みどり課・商工観光課
民有地の緑化誘導	4-2 景観に配慮した街並みの創出	都市計画課
	4-3 八潮駅周辺のうるおいのある景観づくり	公園みどり課・道路治水課
	4-4 開発事業等に伴う良好な緑地及び植栽の促進	公園みどり課・開発建築課
道路・水路等の景観づくり	4-5 花桃を活かしたまちづくりの推進	公園みどり課・商工観光課・道路治水課
	4-6 街路樹等による彩りある沿道の景観づくり	道路治水課、区画整理課
	4-7 市役所通り周辺地区の景観整備	都市計画課・道路治水課
	4-8 自然環境と調和する雨水調整池の修景	公園みどり課・道路治水課・区画整理課

施策 4-1	中川の魅力を高める景観づくり	(公園みどり課・商工観光課)
内容	本市の代表的な自然景観である中川の水辺をこれからも美しく保全するとともに、中川やしおフラワーパークやその周辺への植栽・維持管理を行い、四季を通じて色とりどりの花を咲かせることにより、より一層楽しめる水辺の景観を創出します。	



中川やしおフラワーパーク

施策 4-2	景観に配慮した街並みの創出	(都市計画課)
内容	緑のうるおいあふれる街並みを創出していくため、「八潮市景観計画」や「やしお家づくりデザインマナーブック」等により、緑ゆたかな連続性ある地域空間や良好な住宅地等の形成を促進します。	

やしお家づくりデザインマナーブック



やしお家づくりデザインマナーブック：八潮らしい魅力ある街並みを目指すため、「住宅」に着目した家づくりのための指針をまとめた冊子です。また、家を建てる前に知って得するお役立ち情報等も掲載しています。

施策 4-3	八潮駅周辺のうるおいのある景観づくり	(公園みどり課・道路治水課)
内容	八潮駅周辺のうるおいのある美しい街並みを目指し、駅前公園の適切な維持管理や花桃をはじめ四季の彩りを感じさせる街路樹の植栽を行うとともに、民有地における緑化を促進します。	



八潮駅南口



八潮駅南口線

両方：「八潮市首都圏桃源郷づくり構想」より

施策 4-4	開発事業等に伴う良好な緑地及び植栽の促進	(公園みどり課・開発建築課)
内容	マンションや工場、また駐車場や資材置き場等の開発事業について、「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」に基づき、事業者との協働により、地域の特性を活かした良好な緑地及び植栽を促進します。	

施策 4-5	花桃を活かしたまちづくりの推進	(公園みどり課・商工観光課・道路治水課)
内容	「八潮市首都圏桃源郷づくり構想」に基づき、道路などの公共施設に計画的に花桃を植栽することにより、街並み景観の向上を図るとともに、市民、団体、事業者等との連携、協働により、花桃を活かした美しいまちづくりを推進します。	



花桃の植栽（市役所）



花桃の植栽（八潮駅北口）

両方：「八潮市首都圏桃源郷づくり構想」より

施策 4-6	街路樹等による彩りある沿道の景観づくり (道路治水課、区画整理課)
内容	市民、団体、事業者等との協働による道路（街路樹、植樹柵等）の管理を推進し、美しい街並みの創出を図ります。



街路樹の植栽状況（柳之宮木曽根線）



街路樹の植栽状況（坊三郷線）

右：「八潮市首都圏桃源郷づくり構想」より

施策 4-7	市役所通り周辺地区の景観整備 (都市計画課・道路治水課)
内容	八潮駅周辺と市役所周辺を結ぶ市役所通りは、地域住民の重要な生活動線として機能をしています。また、周辺施設と調和した魅力ある通りとして、安全性と快適性を兼ね備えた景観整備の検討とともに、周辺住民との協働による植栽や清掃活動を推進します。



市役所通り

施策 4-8	自然環境と調和する雨水調整池の修景 (公園みどり課・道路治水課・区画整理課)
内容	周辺環境との調和を目指し、雨水調整池の緑化に努めます。

## 基本方針 5 市民等とはぐくむ緑ゆたかなまち（協働）

先人から受け継がれてきた本市の緑を、これからも守り、次世代へ継承していくには、市民、団体、事業者等と協働して、緑を育てていくことが重要です。

そのため、緑を育成する取組への支援や市民が主体となって活動していくための仕組みづくりを推進するとともに、緑に関する知識や情報発信に努め、市民、団体、事業者等と協働による緑ゆたかなまちづくりを進めます。

基本施策	施策	担当課
協働による緑化と維持管理	5-1 市民等との協働による公園維持管理の推進	公園みどり課
	5-2 民間事業者等による公園の維持管理の検討	公園みどり課
	5-3 緑と花いっぱい運動の推進	公園みどり課
	5-4 地域緑化の推進	公園みどり課・市民協働推進課
	5-5 花づくり体験学習の推進	公園みどり課・環境リサイクル課・指導課
体制・組織・制度づくり	5-6 緑に関する活動のネットワーク化等の支援	公園みどり課・市民協働推進課
	5-7 樹木の管理に関する専門家による助言・指導の実施	公園みどり課・環境リサイクル課
	5-8 緑化リーダー等の育成	公園みどり課
	5-9 八潮市緑の基金の有効活用	公園みどり課
市民等との協働による事業実施	5-10 計画段階からの市民参加	公園みどり課・市民協働推進課
	5-11 北部拠点まちづくり推進地区の緑化誘導	都市計画課
協働による農地の活用	5-12 ふれあい農園等の整備・活用	都市農業課
	5-13 市民等との協働による農地の保全と活用	都市農業課・公園みどり課
緑の情報発信	5-14 緑に関する啓発、情報の提供・発信の充実	公園みどり課

施策 5-1	市民等との協働による公園維持管理の推進	(公園みどり課)
内容	<p>現在、市内の公園等の清掃活動については、町会・自治会等と維持管理協定を締結し進めています。引き続き、地域ぐるみで緑化を図りつつ、緑道・遊歩道等の管理も含め、ごみや落ち葉の清掃について、市民等との協働による維持管理を推進します。</p>	



維持管理協定を締結している菖蒲田（八潮南公園）

施策 5-2	民間事業者等による公園の維持管理の検討 (公園みどり課)
内容	市民サービスの向上を図るため、指定管理者制度等の民間事業者による効率的、効果的な維持管理を検討します。

施策 5-3	緑と花いっぱい運動の推進 (公園みどり課)
内容	「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」に基づく緑と花いっぱい運動の普及を図るため、必要な支援を行うとともに、市が推奨する草花のコスモス、チューリップ、パンジー、マリーゴールド、マーガレットの普及啓発に努めます。

■推奨草花



八潮市緑と花いっぱい運動支援助成金概要

(H27.4.1 現在)

八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例	八潮市緑と花いっぱい運動 支援助成金交付要綱
第107条 第3項 市長は、環境と緑のまちづくりの推進を図るため、次に掲げる事項について、予算の範囲内で助成その他必要な支援を行うことができる。 (1) 緑と花いっぱい運動に関する事。	第5条 (助成金の額) 助成金の額は、予算の範囲内において、一団体当たり一年度につき3万円以内とする。

施策 5-4	地域緑化の推進 (公園みどり課・市民協働推進課)
内容	公園用地、ポケットパーク、遊休地等を利用し、市民花壇への花植えなど四季を感じられる地域緑化を推進します。



市民による緑化活動

施策 5-5	花づくり体験学習の推進 (公園みどり課・環境リサイクル課・指導課)
内容	種まきからはじめ、育てた花苗を道路や公共施設等に植栽する体験学習を推進します。

施策 5-6	緑に関する活動のネットワーク化等の支援 (公園みどり課・市民協働推進課)
内容	市内で活動するグループや市民団体等の緑に関する活動について、より効果的、効率的な取組が展開できるよう、情報交換や交流の場づくりなどの支援を行います。

施策 5-7	樹木の管理に関する専門家による助言・指導の実施 (公園みどり課・環境リサイクル課)
内容	造園に関する知識や技術を有する専門家と連携して、樹木の剪定・害虫駆除等の指導・助言を行います。

施策 5-8	緑化リーダー等の育成 (公園みどり課)
内容	地域の緑化活動の窓口や緑化活動を推進するためのリーダー等の育成を図ります。

施策 5-9	八潮市緑の基金の有効活用 (公園みどり課)
内容	緑ゆたかな八潮を実現するため、八潮市緑の基金について、市民や事業者等への募金の協力を求めていくとともに、緑の基金の有効的な活用を検討し、緑化の推進及び緑の保全を推進します。

施策 5-10	計画段階からの市民参加	(公園みどり課・市民協働推進課)
内容	公園・緑地の整備にあたっては、将来にわたり地域住民に愛される場とするために、計画の段階からワークショップ等を開催し、積極的な市民参加を図ります。	



ワークショップの実施状況（葛西用水親水化）

施策 5-11	北部拠点まちづくり推進地区の緑化誘導	(都市計画課)
内容	（仮称）外環八潮パーキングエリアと併せて、流通業務機能などの施設を導入した北部拠点の形成について、北部拠点まちづくり推進地区まちづくり計画などにより、敷地内の緑化をはじめ、連続性のある緑の空間を確保するなど緑豊かな地区へと誘導を図ります。	

施策 5-12	ふれあい農園等の整備・活用	(都市農業課)
内容	地域のコミュニティの場として位置づけられる農園を、所有者と相談しながら創出し、地域住民の農業とのふれあいを推進します。	



旬採り合戦（野菜の収穫イベント）

施策 5-13	市民等との協働による農地の保全と活用	(都市農業課・公園みどり課)
内容	ガーデンコミュニティ制度等を活用しながら、農作業に必要な技術を習得し、援農ボランティアを育成するとともに、農地の保全に努めます。	

施策 5-14	緑に関する啓発、情報の提供・発信の充実	(公園みどり課)
内容	市民の緑や花への関心や意欲を高め、市民の緑に関する活動を普及させるため、講演会・イベント等の開催や、広報やホームページ等により情報の提供・発信の充実に努めます。	